<診断基準>

確実例であり除外すべき疾患を除外したものを対象とする。

弹性線維性仮性黄色腫

2014年改訂版基準

「診断基準]

A.診断項目

- ① 皮膚病変がある
- ② 皮膚病理検査で弾性線維石灰化をともなう変性がある
- ③ 網膜血管線条(色素線条)がある
- ④ ABCC6 遺伝子変異がある

B.診断

I. 確実:(①または②)かつ ③

Ⅱ. 疑い:(①または②)のみ、または③のみ

注意; 1) Ⅱ「疑い」に④遺伝子変異を証明出来た場合は確実とする。

2) 以下の疾患を完全に除外できること。

類似皮膚症状を呈するもの: PXE-like papillary dermal elastolysis、D-penicillamine 内服

網膜色素線条を呈するもの: 骨 Paget 病、鎌状赤血球症、Ehelers-Danlos 症候群、鉛中毒、外傷

脈絡膜新生血管を生じるもの: 加齢黄斑変性、変性近視

消化管粘膜病変を呈するもの: 胃・十二指腸潰瘍

[解説]

① 皮膚病変

10~20 代で頚部、腋窩、鼠径部、肘窩、膝窩、臍周囲に好発する集簇性または線条に分布する黄白色丘疹で、 癒合して局面となる場合もある。口唇粘膜に黄白色斑が認められる。皮疹を見慣れていない場合、また非典型 皮疹(ざ瘙様丘疹、暗赤色班、弛緩した皮膚など)の場合は、正確な診断のためには必ず組織検査を併用しな ければならない。

② 病理像

皮疹のある部位から組織検査を行う。HE 染色で、真皮中層~下層に好塩基性に染色される石灰沈着を伴う変性弾性線維を認める。Von Kossa 染色等で石灰沈着を証明することは早期病変の診断ならびに鑑別診断にきわめて有用である。皮疹が無い場合は、ブラインドで頚部、腋窩など好発部位より組織検査を行い、石灰沈着をVon Kossa 染色等で証明する。

③ 網脈絡膜病変

Bruch 膜の断裂に伴い網膜血管線条(色素線条)を呈し、それに続発して網膜下出血や脈絡膜新生血管を生じ

ることがある。その結果、重篤な視野欠損や視力障害をはじめとした種々の視機能障害をきたしうる。眼底には オレンジ皮様変化(梨子地眼底)を認める症例もある。

④ 遺伝子診断

常染色体劣性遺伝形式をとる。長崎大学では代表的原因遺伝子である ABCC6 変異部位同定を行っている。長崎大学皮膚科のホームページにリンクを設けて医師からの依頼を随時受け付けている。

http://www.med.nagasaki-u.ac.jp/dermtlgy/

⑤ 循環器病変

中血管の中膜弾性線維の変性・石灰沈着を生じ、虚血性障害を引き起こす。間欠性跛行、冠動脈疾患、脳梗塞、高血圧などが起こる。一般的な動脈硬化症と比べて特異的症状はないもののPXEではその頻度は高く、特に若年時から発症することがあるので注意を要する。

⑥ 消化管病変

消化管出血、なかでも動脈性出血が特徴的である。胃粘膜下に異常動脈網、異常走行、動脈瘤が内視鏡なら びに造影CT検査で認められる。

<重症度分類>

重症度分類を用いて、皮膚、眼、心・血管、消化管のうち、いずれかの病変で重症を有する症例を対象とする。

重症度分類

軽 症	SO-1,	E0-1,	CV (CoO, PeO-1, HeO, BrO-1),	GIO
中等症	S2,	E2,	CV (Co1, Pe2, He1, Br2),	GI1
重症	S3,	E3,	CV (Co2-3, Pe3, He2-3, Br3),	GI2

皮膚病変S

- SO なし
- S1 黄白色丘疹
- S2 黄白色丘疹の癒合した局面
- S3 弛緩し垂れ下がった皮膚

眼病変 E

- E0 矯正視力 0.7 以上, かつ異常視野欠損なし
- E1 矯正視力 0.7 以上, かつ異常視野欠損あり
- E2 矯正視力 0.7 未満, 0.3 以上 、かつ異常視野欠損あり
- E3 矯正視力 0.3 未満、 かつ異常視野欠損あり

注:矯正視力,視野ともに、良好な方の眼の測定値を用いる。

心・血管病変 CV

- Co)冠動脈疾患
 - CoO 狭心痛の出現なし
 - Co1 激しい労作にて、狭心痛あり(負荷心電図にて異常あり。)
 - Co2 軽労作にて、狭心痛あり
 - Co3 心筋梗塞の発症/既往

Pe)末梢動脈

- PeO 症状なし
- Pe1 冷感やしびれ感あり 脈の触知が弱い
- Pe2 間欠性跛行あり
- Pe3 安静時疼痛や皮膚潰瘍/壊死あり

He) 心不全

- HeO 症状なし
- He1 激しい労作にて、呼吸困難や動悸が出現する
- He2 軽労作にて、呼吸困難や動悸が出現する
- He3 安静時にも、呼吸困難や動悸が出現する

Br) 脳卒中

- Br0 明らかな障害が無い(介護区分:自立)
- Br1 日常の身体活動は介助なしに行える(介護区分:要支援1-2)
- Br2 日常の身体活動に部分的な介助を要する(介護区分:要介護1-2)
- Br3 日常の身体活動の全てに介助が必要である (介護区分:要介護3以上)

消化管病変 GI

- GIO 異常なし
- GI1 内視鏡検査を施行し粘膜下の血管異常 または造影 C T での異常動脈網や動脈瘤などの形成あり
- GI2 上部消化管からの動脈性出血またはその既往あり

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近 6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。